

これまでの動き及び今回の協議会の開催趣旨

全国的な動き

全国で計画降雨を超える降雨による水害が発生

平成27年5月20日 水防法改正
浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水により見直し

平成27年9月 関東・東北豪雨災害
鬼怒川において堤防が決壊し、広範囲かつ長期間の浸水により多数の孤立者が発生

平成27年12月
・社会資本整備審議会より「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が答申される
・「水防災意識社会 再構築ビジョン」策定
全ての直轄河川において協議会等を新たに設置し、減災のためのハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進

平成28年8月 台風10号
岩手県の小本川等において広範囲が浸水
高齢者福祉施設も含め甚大な浸水被害が発生

内閣府より通知
「避難準備情報」の名称変更について(平成28年12月)
避難勧告等に関するガイドラインの改定(平成29年1月)

平成29年6月19日 **水防法の一部を改正する法律施行**
同法に「減災協議会の設置」が明記される
平成29年6月20日 **「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画**
概ね5ヶ年で緊急的に実施すべき減災の取組みについて規定
佐波川・・・法定協議会への改組や現行の取組方針に含まれない事項への対応(取組の追加など取組方針の一部変更)が必要となった。

佐波川における動き

H28.5.30
佐波川水系洪水浸水想定区域図の見直し公表【国管理区間】

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会

第1回協議会 平成28年6月28日
・協議会設立、規約の施行
・5年間で達成すべき目標の決定

第1回幹事会 平成28年7月7日
・現状と課題について認識を共有

第2回幹事会 平成28年8月26日
・取組方針の取りまとめ

第2回協議会 平成28年10月19日
・規約の改正
・概ね5年間で取組方針の決定

第3回幹事会 平成29年3月22日
・進捗状況確認、取組方針見直しの必要性を確認

第3回協議会 平成29年5月26日
・取組のフォローアップ

第4回幹事会 平成30年2月15日
・規約改正、進捗状況確認、取組方針の変更

第4回協議会 平成30年3月19日
・規約の改正、取組方針の一部変更
・取組のフォローアップ

■これまでの動き及び今回の協議会の開催趣旨(緊急行動計画について)

■緊急行動計画※

- 平成27年関東・東北豪雨等を受け、全国で水防災意識社会の再構築に向けた取組みを進めているところであるが、その後も平成28年の台風10号などで被害が相次ぎ、社会資本整備審議会からの答申「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」が出された。
- この答申を受け、国土交通大臣から、提言された取組についての具体的な行動計画を早急にとりまとめるよう指示があり、国管理河川等において「概ね5年で実施する各種取組の方向性、進め方や国の支援等の内容」を『緊急行動計画』としてとりまとめたもの。

※正式には「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（ここでは「緊急行動計画」とする。）

→これまで進めてきた減災に向けた取組は継続しつつ、新たに出された「緊急行動計画」に基づく緊急的に取り組むべき事項に対しても佐波川の協議会で対応していく必要がある。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進: 国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保: 平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知: 平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進: 平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計: 国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援: 防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援: 平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

(3) 的確な水防活動のための取組

① 水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検: 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実: 水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達: 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実: 耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善: 平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定: 浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進: 「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

☐ = 佐波川で対応が必要な事項 (このうちの一部)
(現行の取組方針等で対応できていない新たな項目)



これらへの対応として、本日の協議会において『法定協議会への改組(規約改正)』や『取組方針の一部変更』について協議をお願いします

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（改正案）

（名 称）

第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規定に基づき組織する大規模氾濫減災対策協議会として設置し、本会の名称は、「佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、隣接する市や県、国等が連携して、佐波川水系における局所的な集中豪雨や堤防決壊等による大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行う事を目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることが出来る。

（幹事会）

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は別表2に掲げる幹事をもって構成する。ただし、必要に応じて幹事を追加することが出来る。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることが出来る。

（事務局）

第5条 協議会及び幹事会の事務処理を行うため事務局を設ける。

- 2 事務局は国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所河川管理課に置く。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会及び幹事会は第2条の目的を遂行するため、次に掲げる会務を行う。

- (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水施設運用等に関する取組に対して各構成員が取り組む事項を「地域の取組方針」として作成する。
- (3) 「地域の取組方針」のフォローアップ
- (4) その他、大規模氾濫に対する減災対策に必要な事項

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、協議会の決議を得なければならない。

(附 則)

本規約は、平成28年 6月28日から施行する。

一部改正、平成28年10月19日

一部改正、平成30年 月 日

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 委員

- (委 員) 山口市長
防府市長
山口県 土木建築部長
山口県 総務部 危機管理監
気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台長
国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所長

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 幹事

- (幹 事) 山口市 防災危機管理課長
山口市 道路河川管理課長
山口市 徳地施設維持課長
防府市 防災危機管理課長
防府市 河川港湾課長
山口県 河川課長
山口県 防災危機管理課長
気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台 防災管理官
国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 副所長 (河川)
国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 副所長 (道路)

新旧対比 (水防法の一部改正に伴う佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 (改正案))

(1 / 3)

規約改正案 (新)

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規定に基づき組織する大規模氾濫減災対策協議会として設置し、「佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を革新し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、隣接する市や県、国等が連携して、佐波川水系における局所的な集中豪雨や堤防決壊等による大規模な浸水被害に備え、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行う事を目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

現行規約 (旧)

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 (旧)

(名 称)

第1条 本会の名称は、佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は佐波川水系における局所的な集中豪雨や堤防決壊等による大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行う事を目的とする。

(協議会)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

規約改正案 (新)

(幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は別表2に掲げる幹事をもって構成する。ただし、必要に応じて幹事を追加することが出来る。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることが出来る。

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務処理を行うため事務局を設ける。

- 2 事務局は国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所河川管理課に置く。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会及び幹事会は第2条の目的を遂行するため、次に掲げる会務を行う。

- (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水施設運用等に関する取組に対して各構成員が取り組む事項を「地域の取組方針」として作成する。
- (3) 「地域の取組方針」のフォローアップ
- (4) その他、大規模氾濫に対する減災対策に必要な事項

現行規約 (旧)

(幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は別表2に掲げる幹事をもって構成する。ただし、必要に応じて幹事を追加することが出来る。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることが出来る。

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務処理を行うため事務局を設ける。

- 2 事務局は国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所河川管理課に置く。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会及び幹事会は第2条の目的を遂行するため、次に掲げる会務を行う。

- (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水施設運用等に関する取組に対して各構成員が取り組む事項を「地域の取組方針」として作成する。
- (3) 「地域の取組方針」のフォローアップ
- (4) その他、大規模氾濫に対する減災対策に必要な事項

規約改正案（新）

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。
ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（規約の改正）

第9条 本規約の改正は、協議会の決議を得なければならない。

（附 則）

本規約は、平成28年 6月28日から施行する。

一部改正、平成28年10月19日

一部改正、平成30年 月 日

現行規約（旧）

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。
ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（規約の改正）

第9条 本規約の改正は、協議会の決議を得なければならない。

（附 則）

本規約は、平成28年 6月28日から施行する。

一部改正、平成28年10月19日

※別紙1及び2は変更がないため添付していません。

第3回 佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 議事概要

日時：平成29年5月26日（金）13:00～14:00

場所：防府市役所 1号館 3階 第1会議室

出席者：山口市長（副市長代理出席）、防府市長、

山口県土木建築部長（防府土木建築事務所長代理出席）、山口県危機管理監、

下関地方気象台長、山口河川国道事務所長

【開催状況】



【議事の結果】

- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく佐波川水系の減災に係る取組について、進捗が図られていることを確認した。また、引き続き取り組みを継続していくこと及び平成29年度からの取り組みを確認した。
- ・取組方針策定（平成28年10月）以降の制度の変更として、「水防法等の一部を改正する法律」や「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について情報を共有した。

【主な発言要旨】

- ・防府市として6月にハザードマップを全戸配布する予定である。防災対応は今後も早めの対応をしていくことが重要である。（防府市長）
- ・山口市徳地八坂付近の佐波川の状況について、現地の確認をお願いしたい。（防府市長）
- ・7月上旬に浸水害に対する大雨警報、洪水警報等の見直しを予定している。あわせて予定している危険度分布については、従前は防災担当者等に限定して出していた情報であるが、今後は気象庁ホームページで一般にも情報を公開する。住民の皆様が自分のところの危険度を自ら把握することも可能となる。（下関地方気象台長）

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会

山口市徳地八坂付近の佐波川の合同現地確認（報告）

日 時：平成29年7月27日（木）10:00～11:10

場 所：現地：山口市徳地八坂（真名子橋付近）、事後打合せ：山口市徳地総合支所

出席者：山口市（防災危機管理課、道路河川管理課、徳地総合支所）、

防府市（河川港湾課）、

山口県（河川課、防府土木建築事務所）、

中国地方整備局（山口河川国道事務所河川管理課）

計 14 名

【開催状況】



【現地確認結果】

・現地右岸の要配慮者利用施設付近について、関係機関が保存している平成21年7月中
国・九州北部豪雨の記録や要配慮者利用施設への聞き取り結果などを基に確認したところ、
外水氾濫は無いことがわかった。また、内水（山からの沢水）による田畑の浸水はあった
が、要配慮者利用施設は浸水していないことがわかった。

・外水氾濫は無かったものの要配慮者利用施設からは、堤防の嵩上げや護岸改修等の要望
が寄せられていることを受け、山口県では真名子橋上流の右岸堤防の嵩上げや河道内の浚
渫を行っており、治水安全度の向上を図っている。今後も予算や河道内の状況を勘案しな
がら、適宜対応予定である。

・山口県では、毎年1回、河川管理施設（堤防等）の点検により施設の変状の有無を確認
している。今後も点検を継続し、異常があった場合には適切に対応を行う。

取組内容と現状確認(第4回佐波川水系減災対策協議会)

①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

取組項目	目標時期	取組機関	現状 (H30年2月末時点)	個別説明 ページ
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策(ハード整備)				
・堤防整備、河道掘削及び漏水対策	順次実施	中国地方整備局	実施中	13
■危機管理型ハード対策(ハード整備)				
・堤防整備(堤防裏法尻の補強)	順次実施	中国地方整備局	実施中	14
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備(ハード整備)				
・アラートの活用による多様なメディアを通じた住民への迅速・確実な防災情報の伝達	H29年度	山口県	完了 (運用中)	15
・大雨警報(浸水害)・注意報、洪水警報・注意報の精度向上	H29年度	下関地方気象台	完了 (随時見直し)	16,17
・河川水位情報のプッシュ型配信の拡充	H30年度	山口県	—	
・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信	H28年度～	中国地方整備局	一部整備完了 (引き続き整備と運用を実施)	
・CCTV等を活用したわかりやすい情報の発信	H28年度	中国地方整備局	完了 (運用中)	
■情報伝達、避難等に関する取組				
・【員管理区間】の想定最大規模降雨における浸水想定区域図の公表	H30年度	山口県	—	
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・配布	H28年度～	山口市、防府市	一部完了 (引き続き実施中)	
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域等に基づく地域防災計画等の見直しの検討	H28年度～	山口市、防府市、山口県	実施中	
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等の判断基準・対象エリアの見直しの検討	H30年度～	山口市、防府市、山口県	—	
・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への水位情報の提供等の検討・実施	H29年度～	山口市、防府市	実施中	
・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設による避難確保計画作成に向けた支援の実施	H29年度～	山口市、防府市、山口県、 中国地方整備局	実施中	
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく広域避難の検討	H29年度～	山口市、防府市、山口県	実施中	
・関係機関と連携したタイムラインの更新	H28年度～	協議会全体	実施中	
・タイムラインに基づく情報伝達訓練の実施	H29年度～	協議会全体	実施中	
■防災学習の推進及び防災知識の普及・啓発				
・教育機関と連携した防災学習の実施	H28年度～	協議会全体	実施中 (次年度以降も継続実施)	18
・防災シンポジウム等の開催及び出前講座等による講習会の実施	継続実施	協議会全体	実施中 (次年度以降も継続実施)	
・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動の推進	継続実施	山口県、中国地方整備局	実施中 (次年度以降も継続実施)	
・自主防災アドバイザーの養成	継続実施	山口県	実施中 (次年度以降も継続実施)	
・洪水に対してリスクの高い区間の住民との共同点検	継続実施	山口市、防府市、 中国地方整備局	出水期までに完了予定 (次年度以降も継続実施)	

②地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動

取組項目	目標時期	取組機関	現状 (H30年2月末時点)	個別説明 ページ
■水防活動の効率化及び水防体制の強化				
・CCTV等によるわかりやすい情報の発信及び活用	H28年度	山口市、防府市、 中国地方整備局	実施中 (継続して活用する)	
・アラートの活用による多様なメディアを通じた水防団への迅速・確実な防災情報の伝達	H29年度	山口市、防府市、山口県	完了 (継続して活用する)	
・迅速な洪水予報を行うための訓練の実施	継続実施	下関地方気象台、 中国地方整備局	実施中 (次年度以降も継続実施)	
・市及び県へ派遣するリエゾンの入手情報リストの作成	H29年度	中国地方整備局	完了 (随時更新を実施)	
・水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	H28年度～	山口市、防府市、山口県、 中国地方整備局	実施中	
・市庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討	H28年度～	山口市、防府市、山口県	実施中	

③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

取組項目	目標時期	取組機関	現状 (H30年2月末時点)	個別説明 ページ
■排水活動及び施設運用に関する取組				
・排水施設の簡易的な浸水対策の実施	H28年度	防府市	完了	
・排水施設の情報共有、大規模な浸水を想定した排水計画の作成	H28年度～	山口市、防府市、山口県、 中国地方整備局	実施中	
・排水ポンプ車を用いた排水訓練の実施	継続実施	中国地方整備局	実施中 (次年度以降も継続実施)	

平成29年度に実施した主な取り組み

堤防整備、河道掘削及び漏水対策

【順次実施：中国地方整備局】

○取組の具体的な内容

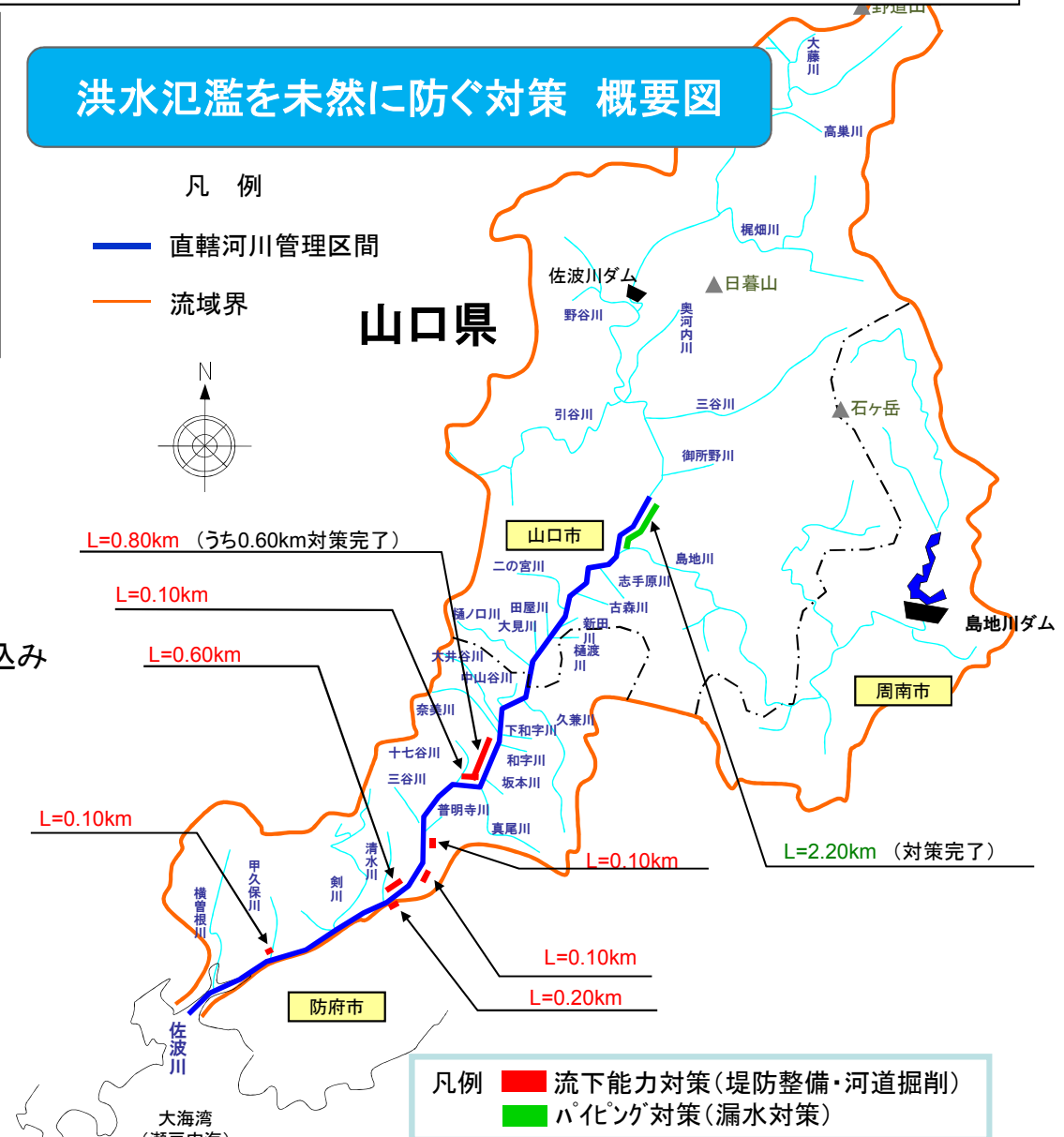
平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえて設定した、堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策等に関し、優先的に対策が必要な区間について平成32年度を目途に、対策を実施。

対策必要延長4.2kmのうち、
2.8km対策完了(進捗率67%)※

内訳：流下能力対策(堤防整備・河道掘削)
2.0kmのうち0.6km対策完了予定※(30%)
パイピング対策(漏水対策)
2.2kmのうち2.2km完了予定※(100%)
※平成30年3月末時点の見込み



流下能力対策の一環として進めている睦美橋の架替えと築堤
(H30年1月中旬撮影、防府市鈴屋地先)



平成29年度に実施した主な取り組み

堤防整備(堤防裏法尻の補強)

【順次実施:中国地方整備局】

○取組の具体的な内容

氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間について、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策を平成32年度を目途に実施。

対策必要延長2.5kmのうち、
1.9km対策完了予定(76%)※

※平成30年3月末時点の見込み



堤防裏法尻補強の施工完了箇所の状況
(山口市徳地伊賀地)

危機管理型ハード対策 概要図



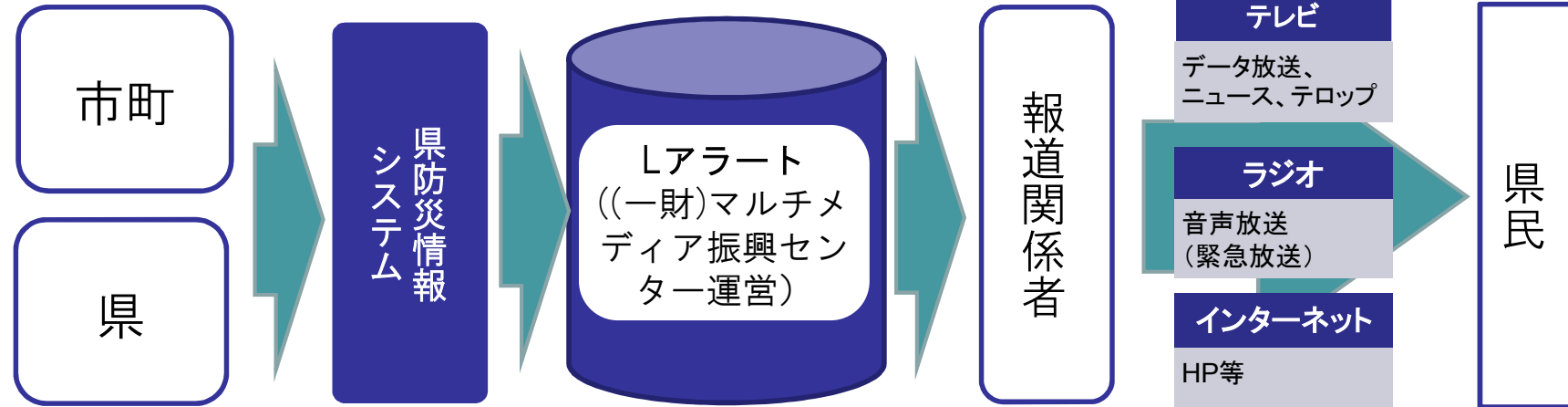
■平成29年度に実施した主な取り組み

Lアラートの活用による多様なメディアを通じた住民への迅速・確実な防災情報の伝達

【平成29年度：山口県】

○Lアラートの利用イメージ

○災害情報集約 ○災害情報の入力・配信



○取組の具体的な内容

- ・Lアラート運用開始 (4月)
- ・山口県Lアラート地域連絡会開催 (5月・1月)
(迅速・的確な防災情報の伝達を促進するため、県・市町・報道関係者による会議)
- ・全国・県情報伝達訓練実施 (5月・2月)

○Lアラートを通じた情報発信 (H29年度)

避難情報 29回 避難所情報 293回
 災対本部設置状況 8回 お知らせ情報 3回



〈山口県Lアラート地域連絡会〉

■平成29年度に実施した主な取り組み

大雨警報(浸水害)・注意報、洪水警報・注意報の精度向上<洪水警報の危険度分布の提供>

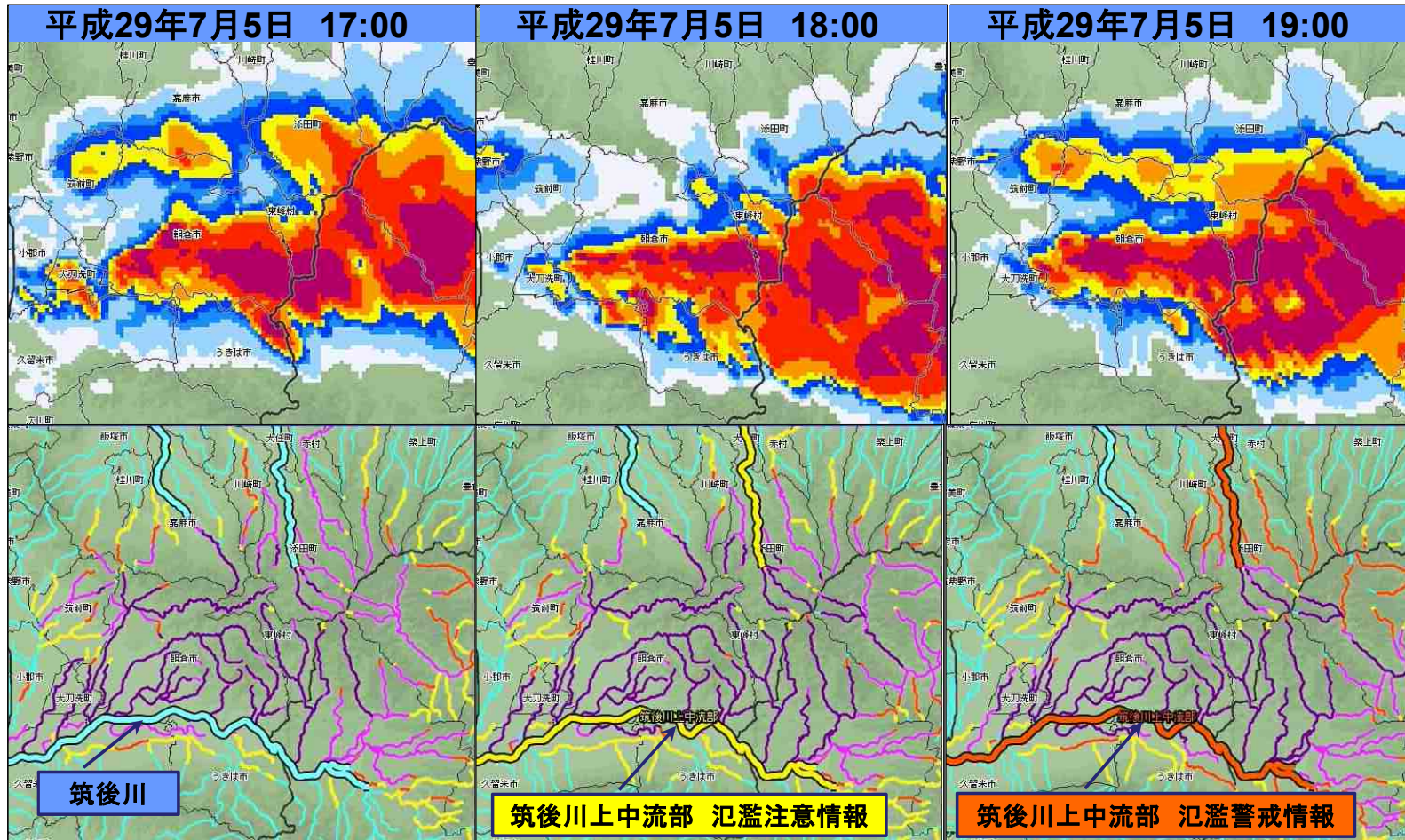
【平成29年度:下関地方気象台】

■取組の具体的な内容

- ・洪水警報・洪水注意報の発表基準としている流域雨量指数を精緻化(1kmメッシュ)。(平成29年7月7日 運用開始)
- ・洪水害発生危険度の高まりを示す危険度分布を気象庁HPで提供。(平成29年7月4日 提供開始)

平成29年7月九州北部豪雨

上図:気象レーダー 下図:洪水警報の危険度分布



指定河川洪水予報



洪水警報の危険度分布



平成29年度に実施した主な取り組み

大雨警報(浸水害)・注意報、洪水警報・注意報の精度向上<洪水警報の危険度分布の提供>

【平成29年度:下関地方気象台】



Home 防災情報 各種データ・資料 知識・解説

ホーム > 防災情報 > 洪水警報の危険度分布

高解像度降水ナウキャスト 土砂災害警戒判定メッシュ情報 大雨警報(浸水害)の危険度分布 **洪水警報の危険度分布**

ボタンを選択することで、表示条件(表示範囲やランドマーク表示状況等)を維持したままコンテンツの切替を行う。

洪水警報の危険度分布

表示時間 < 02/08 04:30 > 最新 画像保存 印刷

指定河川洪水予報 水位情報(川の防災情報)

動画方法 6時間前から最新まで 動画表示 動画開始 動画停止

動画速度 遅く [] 速く 留意事項 使い方

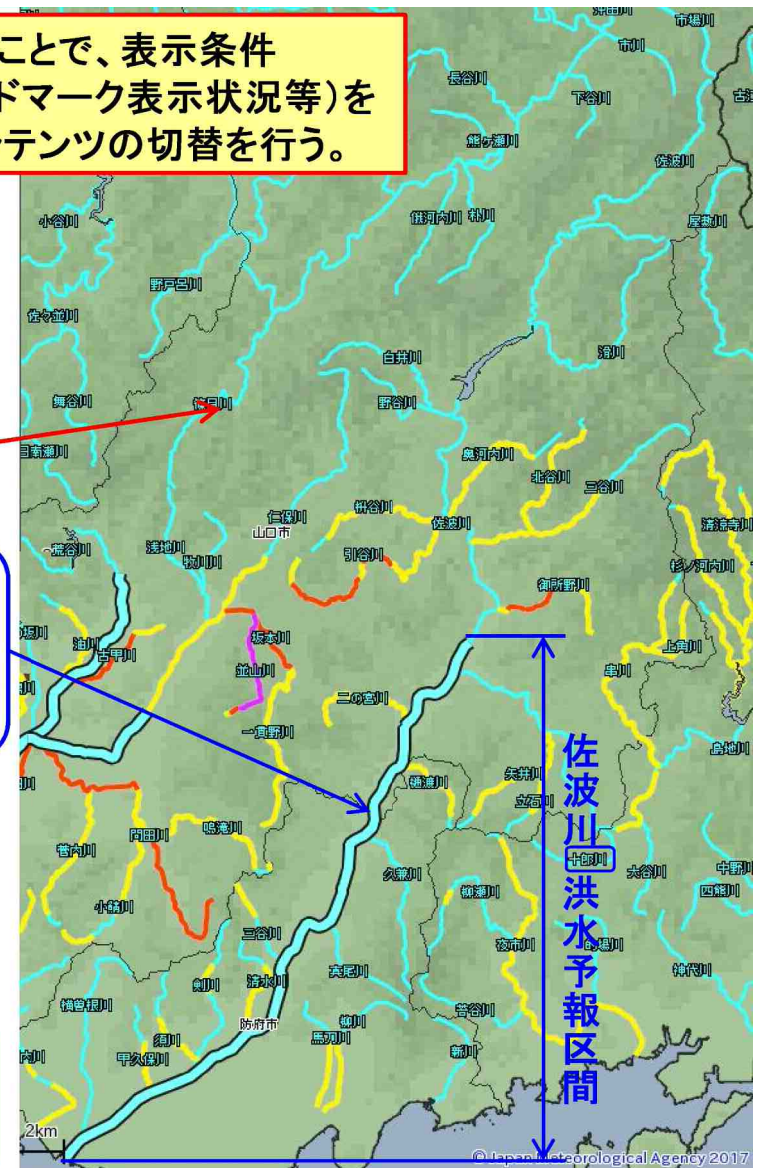


拡大すると、河川名も表示

指定河川洪水予報の発表状況も重ねて表示



鉄道や道路等を重ねた表示も可能



■平成29年度に実施した主な取り組み

教育機関と連携した防災学習の実施

【平成28年度～：協議会全体】

佐波川流域の小学校において、教育機関と連携した「防災教育の支援(小学校教諭が進める防災授業のサポート)」を行い、5年生約50名が「洪水を知り、洪水から身を守るために必要なこと」を学びました。(次年度以降も継続実施)



「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
佐波川水系の減災に係る取組方針
(見直し案)

平成30年 3月 日

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会

(山口市、防府市、山口県、下関地方气象台、中国地方整備局)

履歴

平成28年10月19日 策定

平成30年 3月 日 見直し

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、**設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」**（以下、「委員会」と言う。）により、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある。」とされている。

佐波川水系においては、**委員会の**答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う沿川の山口市、防府市、山口県、下関地方気象台、中国地方整備局で構成される「佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成28年6月28日に設立し、減災のための目標を共有し、平成32年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

このような中、平成28年8月に発生した、台風10号等の一連の台風による甚大な被害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させることとされ、平成29年6月に水防法等の一部改正を行うなどの各種取組が国において進められている。

さらに、同年6月20日には、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という。）としてとりまとめられた。

今後、本協議会は、緊急行動計画を踏まえ、緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力に推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。

佐波川は、河口より4.2kmの佐野堰付近より上流に向かうにつれ、急勾配（約1/300）となる急流河川である。そのため、下流部への洪水の到達時間が短く、ひ

とたび上流域に雨が降ると急激に水位が上昇しやすい特徴を持っている。また、取水堰が数多く存在し、その大半が固定堰（半可動含む。）であるため、洪水発生時は堰上流付近で水位が上昇しやすい傾向にある。

氾濫特性は上・下流部で異なり、山間狭隘部の限られた平地に農地や集落が点在する上流部では貯留型の氾濫形態で、ひとたび氾濫が発生すると集落の浸水深が深くなりやすく、点在する集落が孤立するおそれがある。また、ひらけた平野部に大規模な市街地が形成され、国道2号やJR山陽本線などの主要交通網が横断する下流部は、拡散型の氾濫形態で、氾濫が発生すると低平地に向けて広範囲に浸水が広がっていくために浸水による被害が拡大しやすく、浸水継続時間も長くなりやすい傾向にある。

現在の佐波川の河川整備状況は、上下流バランスを踏まえつつ段階的な河道整備を実施しているため、計画堤防高に満たない堤防が存在し、越水・溢水による浸水被害が懸念される。

※上流部（上右田堰より上流）下流部（上右田堰より下流）

本協議会では、こうした佐波川流域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指すべく、平成32年度までに、「①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組」、「②地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動」及び「③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策」を3本の柱として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今後、その結果を「佐波川水系の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第6条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成機関及び委員

本協議会は、山口市、防府市、山口県、下関地方気象台、中国地方整備局で構成（以下「構成機関」という。）し、委員は以下のとおりである。

構成機関	委員
山口市	市長
防府市	市長
山口県	総務部危機管理監
〃	土木建築部長
下関地方気象台	下関地方気象台長
中国地方整備局	山口河川国道事務所長

3. 佐波川流域の概要と主な課題

(1) 佐波川流域の概要と氾濫特性

佐波川は、その源を山口・島根県境の三ツヶ峰（標高970m）に発し、山間峡谷部を流れ、防府市街地の北部を通過し周防灘に注ぐ幹川流路延長約56kmの河川である。

流域は山口市、防府市及び周南市の3市からなり、流域内人口は約3万人であるが、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域内人口は、防府市街地を中心に約6万人となっている。

※想定最大規模降雨・・・水防法第14条第1項による洪水浸水想定区域指定の前提となる降雨であり、佐波川流域では2日間の総雨量508mmの降雨

上流域には、藩政時代から遊水効果を持つ霞堤が採用されており、現在でも未整備となっている堤防が多く存在する。

下流域には、干拓によって形成された防府平野に企業誘致が進められ、沿岸部には工業地帯が広がっている。

また、佐波川には中国縦貫自動車道、JR山陽新幹線、国道2号、山陽自動車道、JR山陽本線等の主要交通が横断している。

氾濫特性は、上流部では貯留型の氾濫形態で、浸水深が深くなりやすい傾向にある。下流部は、拡散型の氾濫形態で、低平地に向けて広範囲に浸水が広がりやすい傾向にある。

(2) 過去の主要洪水による被害状況

○昭和26年7月洪水

佐波川流域における戦後最大の洪水であり、流潰家屋1,083戸、浸水家屋3,397戸の被害が発生した。

○昭和47年7月洪水

佐波川流域における戦後2番目の洪水であり、死者5人、流潰家屋58戸、浸水家屋511戸の被害が発生した。

○平成21年7月洪水

近年では、平成21年7月19日から26日にかけて梅雨前線の活動が活発となり、中国地方及び九州北部地方で大雨となった。この期間の前半(19日～21日)は、山口県を中心に局所的な大雨となり、土砂災害と洪水被害を併せ、死者19人(関連死5人を含む)、流潰家屋69戸、浸水家屋371戸の被害が発生した。

(3) 佐波川の現状と課題

佐波川の治水事業としては、「築堤」「河道掘削」「堰改築」「支川処理対策」等の河川整備を実施することで、下流区間（上右田堰より下流）においては、戦後最大洪水である昭和26年7月規模の洪水に対して、上流区間（上右田堰より上流）においては、戦後第2位の昭和47年7月規模の洪水に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止又は家屋浸水被害の防止を図るよう、ハード対策を推進しているところである。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- 治水事業の現状として、計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防があり、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される浸水リスクを住民に周知する必要がある。
- 想定最大規模降雨における洪水により、浸水が発生した場合、貯留型の氾濫形態となる上流では安全を確保出来る避難場所が限定的であることから、住民の避難への対策として広域避難を含めた検討を進めていく必要がある。
- 地域経済活動の中心である防府市街地では広範囲にわたり長期間の浸水が発生するおそれがあり、長期化する浸水を一日も早く解消するため、排水機場の浸水・排水対策に併せ大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。
- 住民意識として、破堤等による大規模な洪水氾濫が昭和47年以降には発生しておらず、洪水氾濫に対する危機意識の低下が懸念されるため、防災学習の推進や防災知識の普及に努める必要がある。

以上の課題を踏まえ、佐波川水系の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

4. 現状の取組状況

佐波川水系における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出後、A～Yのアルファベットを用いて整理を行った。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下の通りである。

① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

項目	現状○と課題●	
洪水を安全に流すためのハード対策の推進	○洪水を安全に流下させるよう堤防・河道整備及び浸透対策を推進している。	
	●無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。	A
	●堤防が決壊するまでの時間を少しでも延ばす対策が必要である。	B
リスクの周知	○【国管理区間】において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域等を公表している。	
	○【県管理区間】において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域等について未検討である。	
	○計画規模降雨における洪水浸水想定区域に基づいてハザードマップを作成し、住民へ周知している。	
	○報道機関等を通じた警報・注意報等の情報伝達やウェブサイトによる情報提供を実施している。	
	○洪水に対してリスクの高い区間について沿川住民、自治体との共同点検を実施している。	
	○河川監視カメラ（以下「CCTV」という。）の画像をウェブサイト等で公開している。	
	○報道機関や各構成機関のウェブサイト等を通じて水害リスク情報の周知を行っている。	
	○防災についての講演会や防災学習を行っている。	
	●【県管理区間】の想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域について早期に検討し、公表を行う必要がある。	C
	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域に基づき、ハザードマップの作成及び周知を行う必要がある。	D
	●水害リスク情報を住民にわかりやすいものとするため、内容や伝達方法などを改善する必要がある。	E

項目	現状○と課題●	
リスクの周知	●気象庁の発表する警報・注意報等について精度向上を行う必要がある。	F
	●住民や学校等に対する防災学習を一層充実する必要がある。	G
洪水時における行政間の情報提供等の内容及びタイミング	○河川水位の変動に応じて水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」等を発表し、関係機関に伝達している。 ○防災行動計画（以下「タイムライン」という。）に沿った情報の相互伝達を行うこととしている。	
	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定に基づいたタイムラインに見直す必要がある。	H
	●タイムラインに沿った情報発信について訓練を行う必要がある。	I
	●情報の相互伝達にＣＣＴＶの画像など地区ごとに河川の状況を把握できるようにすることが必要である。	J
	●国・県・市相互の道路・河川の管理者間における情報共有が必要である。	K
避難勧告等の発令基準	○山口市及び防府市は、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成や対象エリアの細分化を行っている。 ○山口市及び防府市から国及び山口県に対して避難勧告等の発令基準の設定に関する助言を求められた場合には、必要な協議を行っている。	
	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定に対応した避難勧告等の判断基準・対象エリアの見直しを検討する必要がある。	L
避難計画など住民等の避難体制	○計画規模洪水に対する指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。	
	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所等、地域防災計画の見直しを検討する必要がある。	M
	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域に基づき、広域避難の検討をする必要がある。	N
	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設の避難対策を検討する必要がある。	O
	●周囲の人にも避難行動を促す「率先避難者」の養成が必要である。	P

項目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	○防災行政無線、緊急速報メール、防災メール、ウェブサイト、報道機関、広報車、自治会や自主防災組織への電話等による情報伝達を実施している。 ○氾濫危険水位等に基づき住民への避難勧告等を発令している。	
	●わかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化などを検討する必要がある。	Q
	●洪水時の情報伝達方法について、住民の認知度の向上につながるよう改善する必要がある。	R
	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域にある、要配慮者利用施設への情報伝達を見直す必要がある。	S

②地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動

項目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	○国管理河川、県管理河川それぞれ水防警報等の水位情報を提供している。 ○タイムラインを作成し情報の共有を行っている。	
	●河川水位の状況に合わせた更なる迅速・確実な情報提供が必要である。	T
河川の巡視	○出水期前に水防団、自治体と合同で洪水に対してリスクの高い区間の合同巡視を実施している。 ○出水時に水防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	
	●水防団の活動状況について行政間での一層の情報共有が必要である。	U
水防資機材の整備状況	○防災拠点や水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●関係機関の保有資機材の情報共有を図る必要がある。	V
市庁舎等の水害時における状況	○市庁舎等が想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域に含まれている。	
	●想定最大規模降雨における洪水に備え、市庁舎等において、業務が継続して行えるよう検討する必要がある。	W

③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

項目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の 操作・運用	<p>○山口市が内水排除対策のために保有する排水ポンプ車は他地域に配備されている。</p> <p>○防府市で運用している排水機場は、農地及び住宅の排水対策・高潮対策として整備されている。</p> <p>○雨水ポンプ場による排水活動や内水排除対策を実施している。</p> <p>○想定最大規模降雨における浸水想定区域に排水施設が含まれている。</p> <p>○排水ポンプ車や照明車など災害対策車両・機器について平時から定期的な保守点検を行うと共に、操作訓練等を行っている。</p> <p>○出水期前までに樋門操作員へ説明会及び樋門点検を実施している。</p>	
	●想定最大規模降雨における洪水により浸水し稼働停止する排水機場の浸水・排水対策について検討する必要がある。	X
	●浸水が長期化しないよう、氾濫水を効果的に排水するための応急的な災害対策車両・機器の配置計画等を検討する必要がある。	Y

5. 減災のための目標

本協議会が概ね5年（平成32年度まで）で達成すべき減災目標は、以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

氾濫水が貯留する山間部や、氾濫水が広範囲に広がる平野部の氾濫特性を踏まえ、発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※氾濫水 . . . 河川などからあふれて広がる水
- ※大規模水害 . . . 想定最大規模降雨における洪水氾濫による被害
- ※逃げ遅れ . . . 立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※社会経済被害の最小化 . . . 大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施する。

1. 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
2. 地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動
3. 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

以上を踏まえ、佐波川流域の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指す。

主な取組は、以下のとおりである。

- 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を構成機関が共有し、避難勧告等の判断基準・対象エリアの見直しを含む広域避難の検討や避難路の確保・通行規制区間の想定など、早期の住民の避難行動を可能にするため、関係機関において連携したタイムラインの更新
- 迅速・確実な水防活動が行えるよう市庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の策定や構成機関による情報の共有を推進
- 社会経済活動の早期再開、交通網途絶の影響の最小化を図るため、氾濫水位を早期に低下させ、速やかに氾濫水を排水するための排水計画の作成

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関の取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

取組項目	目標時期	取組機関
■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策（ハード整備）		
・ 堤防整備、河道掘削及び漏水対策	A	順次実施 中国地方整備局
■ 危機管理型ハード対策（ハード整備）		
・ 堤防整備（堤防裏法尻の補強）	B	順次実施 中国地方整備局
■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備（ハード整備）		
・ Lアラートの活用による多様なメディアを通じた住民への迅速・確実な防災情報の伝達	K、Q	H29年度 山口県
・ 大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の精度向上	F	H29年度 下関地方气象台
・ 河川水位情報のプッシュ型配信の拡充	Q、R	H30年度 山口県
・ スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信	Q、R	H28年度～ 中国地方整備局
・ CCTV等を活用したわかりやすい情報の発信	E、J、Q、R	H28年度 中国地方整備局
・ 危機管理型水位計（簡易水位計）の整備	E、J	H30年度～ 中国地方整備局
■ 情報伝達、避難等に関する取組		
・ 【県管理区間】の想定最大規模降雨における浸水想定区域図の公表	C	H30年度 山口県

取組項目		目標時期	取組機関
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・配布	D、E、Q	H28年度～	山口市、防府市
・訓練や防災教育等への洪水ハザードマップの活用	D、E、G、Q	H30年度～	協議会全体
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域等に基づく地域防災計画等の見直しの検討	M、N	H28年度～	山口市、防府市、山口県
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等の判断基準・対象エリアの見直しの検討	L	H30年度～	山口市、防府市、山口県
・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への水位情報の提供等の検討・実施	S	H29年度～	山口市、防府市
・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設による避難確保計画作成に向けた支援の実施	O	H29年度～	山口市、防府市、山口県 中国地方整備局
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく広域避難の検討	M、N	H29年度～	山口市、防府市、山口県
・関係機関と連携したタイムラインの更新	H	H28年度～	協議会全体
・タイムラインに基づく情報伝達訓練の実施	I	H29年度～	協議会全体
■ 防災学習の推進及び防災知識の普及・啓発			
・教育機関と連携した防災学習の実施	G	H28年度～	協議会全体
・防災シンポジウム等の開催及び出前講座等による講習会の実施	G、R	継続実施	協議会全体
・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動の推進	G、R	継続実施	山口県、 中国地方整備局
・自主防災アドバイザーの養成	P	継続実施	山口県
・洪水に対してリスクの高い区間の住民との共同点検	G、R	継続実施	山口市、防府市、 中国地方整備局

※堤防裏法尻の補強・・・洪水が堤防を越水した場合に堤防斜面の深掘れの進行を遅らせるための補強

②地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動

取組項目	目標時期	取組機関
■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化		
・ CCTV等によるわかりやすい情報の発信及び活用	T	H28 年度 山口市、防府市、 中国地方整備局
・ Lアラートの活用による多様なメディアを通じた水防団への迅速・確実な防災情報の伝達	T	H29 年度 山口市、防府市、 山口県
・ 迅速な洪水予報を行うための訓練の実施	T	継続実施 下関地方气象台、 中国地方整備局
・ 市及び県へ派遣するリエゾンの入手情報リストの作成	T、U	H29 年度 中国地方整備局
・ 水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	V	H28 年度～ 山口市、防府市、 山口県、中国地方整備局
・ 市庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討	W	H28 年度～ 山口市、防府市、 山口県

③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

取組項目	目標時期	取組機関
■ 排水活動及び施設運用に関する取組		
・ 排水施設の簡易的な浸水対策の実施	X	H28 年度 防府市
・ 排水施設の情報共有、大規模な浸水を想定した排水計画の作成	Y	H28 年度～ 山口市、防府市、 山口県、中国地方整備局
・ 排水ポンプ車を用いた排水訓練の実施	Y	継続実施 中国地方整備局

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容は、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催することで、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行うこととする。また、緊急行動計画についても、必要に応じて本協議会において実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。

■取組方針の一部変更(追加)について

- ① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取り組み
 - 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備(ハード整備)

危機管理型水位計(簡易水位計)の設置 **【追加】**

【平成30年度～:中国地方整備局】

○取組の具体的な内容

洪水に対してリスクの高い区間の水位を把握するため、簡易水位計を設置する。



危機管理型水位計の設置イメージ (佐波川)

■取組方針の一部変更(追加)について

①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取り組み

■情報伝達、避難等に関する取組

訓練や防災教育等へのハザードマップの活用 **【追加】**

【平成30年度～:協議会全体】

○取組の具体的な内容

防災訓練や防災教育等の場において、洪水ハザードマップを活用した取組を実施し、住民等に対して効果的にハザードマップの周知や認知度向上、防災意識の向上を図る。



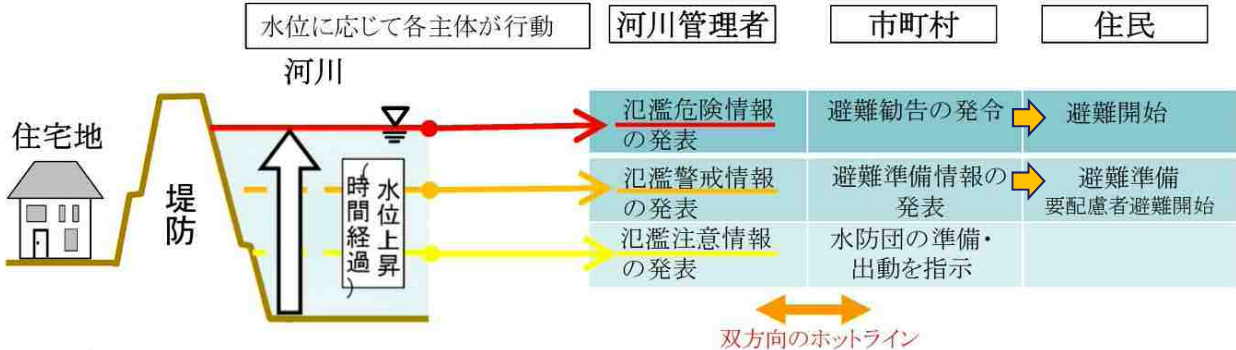
ハザードマップの活用イメージ
(防災訓練)



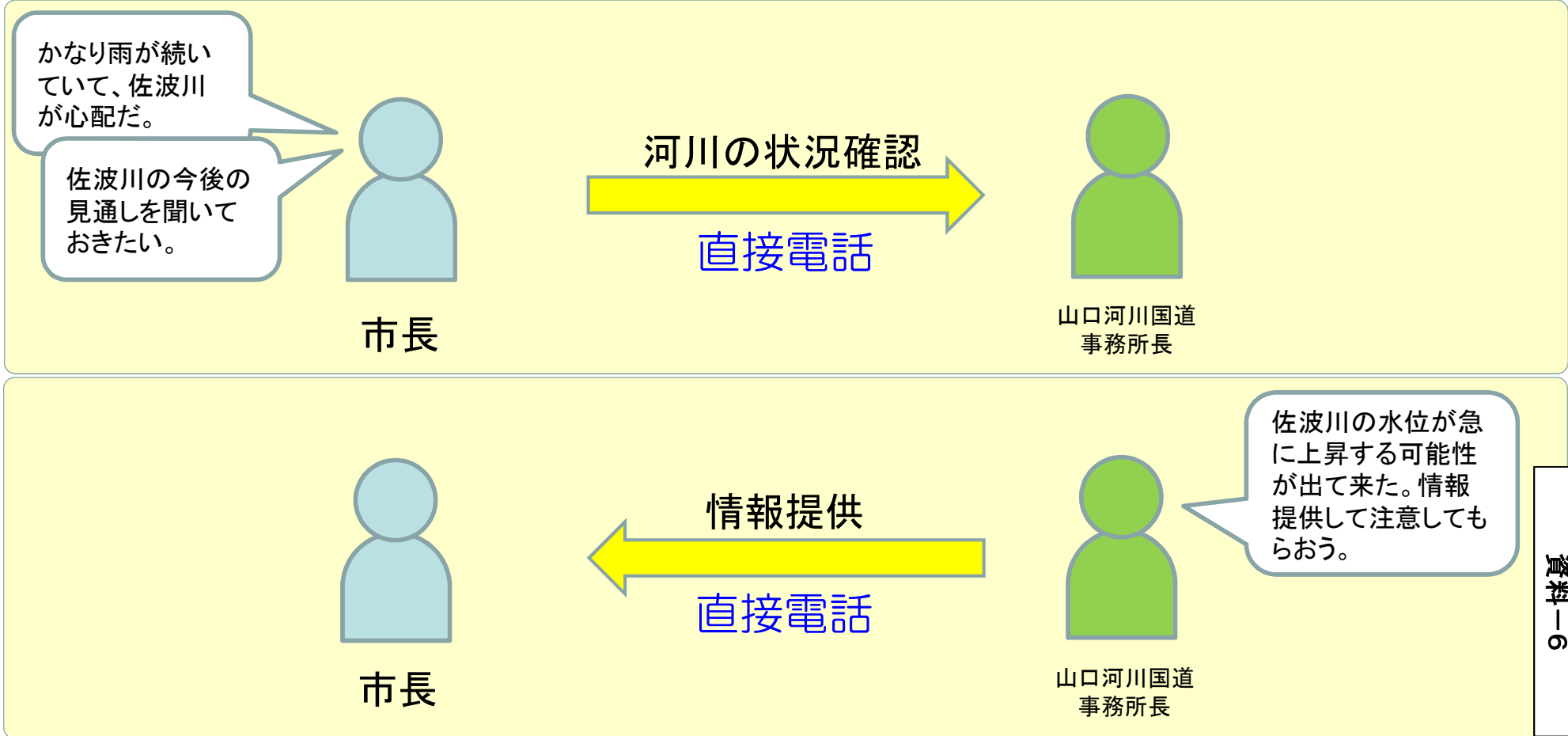
ハザードマップの活用イメージ
(防災教育)

出水期に向けた連絡体制(ホットライン)の確認

ホットラインとは、市町村長が行う避難勧告等の判断を支援するための情報提供として、河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を市町村長等へ直接電話で伝える仕組みです



例えば、こんな活用方法...



出水期に向けた連絡体制(ホットライン)の確認

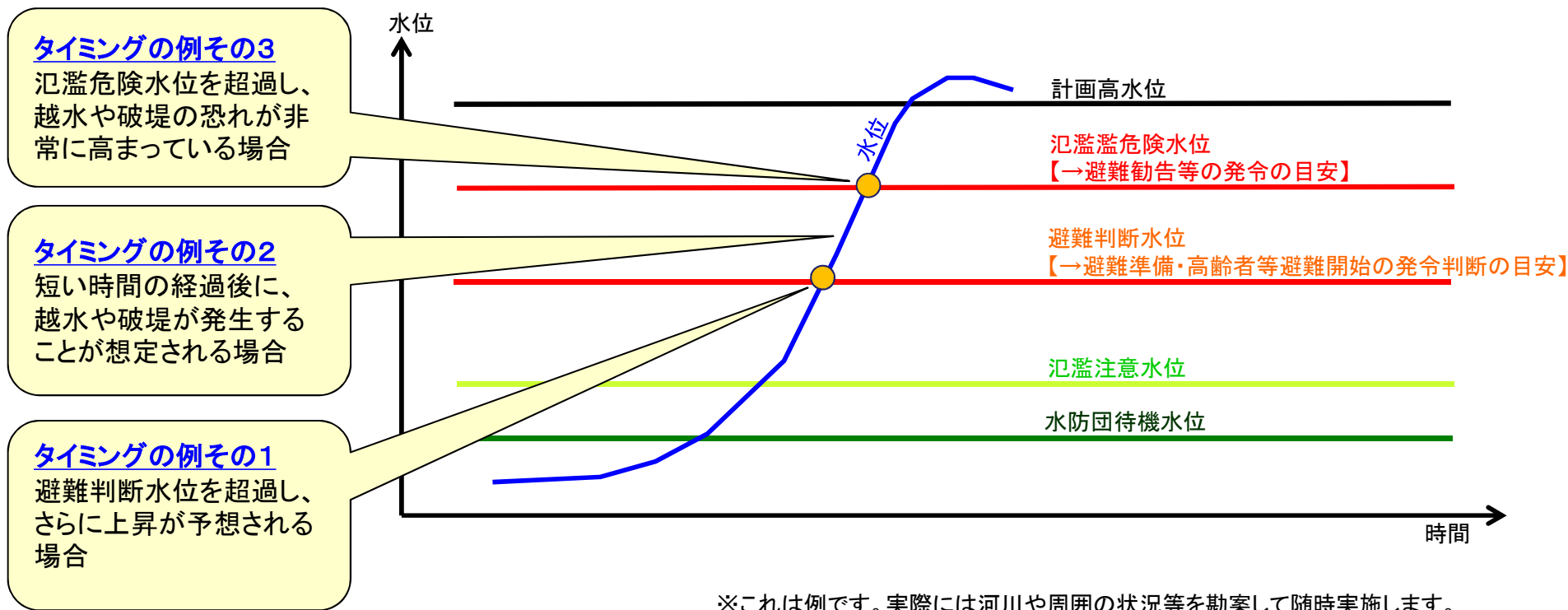
■市長等から山口河川国道事務所長(河川管理者)への照会のタイミング

随時可能です。

少しでも気になることがありましたらご相談下さい。

(市長のご対応が難しい場合には、その他の方、実務担当者等から照会いただいても構いません。)

■山口河川国道事務所長(河川管理者)から市長等へ情報提供するタイミング(例※)



41